

最高裁秘書第1930号

令和3年6月22日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年6月15日に答申（令和3年度（情）答申第8号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和2年度（情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮問日：令和3年1月27日（令和2年度（情）諮問第24号）

答申日：令和3年6月15日（令和3年度（情）答申第8号）

件名：東京高等裁判所判事の身分を有する最高裁判所裁判所調査官が裁判官会議の構成員とされていないことが裁判所法に違反しないことについての東京高等裁判所の見解が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「東京高裁判事の身分を有する最高裁判所調査官が東京高裁の裁判官会議構成員とされていないことは、「各高等裁判所の裁判官会議は、その全員の裁判官でこれを組織し、各高等裁判所長官が、その議長となる。」と定める裁判所法20条2項に違反しないことが分かる文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和2年12月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京高等裁判所は、本件開示申出について、「最高裁判所裁判所調査官に充てられている東京高等裁判所判事が東京高等裁判所の裁判官会議の構成員とされていないことが、裁判所法20条2項に違反しないことに関し、同裁判所の

見解が分かる文書」の開示を申し出るものと整理した。その上で、東京高等裁判所において本件開示申出文書を探索したが、該当する文書は作成又は取得しておらず、存在しなかった。

東京高等裁判所では、最高裁判所裁判所調査官に充てられている東京高等裁判所判事について、同裁判所の裁判官会議を組織するものとして取り扱っていないが、そのような取扱いの根拠等については、これまで同裁判所としての見解を取りまとめる必要が生じたことはなく、そのため、同見解を記載した文書を作成又は取得する必要はなかったものである。

よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年1月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月14日 審議
- ④ 同年6月11日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京高等裁判所では、最高裁判所裁判所調査官に充てられている東京高等裁判所判事について、同裁判所の裁判官会議を組織するものとして取り扱っていないが、そのような取扱いの根拠等については、これまで同裁判所としての見解を取りまとめる必要が生じたことはなく、そのため、同見解を記載した文書を作成し又は取得する必要はなかったとのことである。東京高等裁判所において裁判を行うことは予定されていない最高裁判所裁判所調査官の職務の性格等に照らせば、上記のような取扱いも十分あり得ることであるから、本件開示申出文書を作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有しているこ

とをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子